

(案)

沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金（重点支援分）支給要綱

令和 年 月 日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校等に在学する低所得世帯の高校生等に対し、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響による授業料以外の教育費の負担を軽減するため、沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金（重点支援）（以下「給付金（上乗せ給付）」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「私立高等学校等」とは、就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という）第2条に規定する高等学校等のうち私立学校をいう。
- (2) 「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金（上乗せ給付）の支給対象者は、知事から令和7年度沖縄県高等学校奨学のための給付金に基づき、支給を受けた私立高等学校の生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等とする。

- (1) 住民税非課税世帯区分として当該給付金の支給をうけた世帯。
- (2) 家計急変により住民税非課税世帯相当として当該給付金の支給を受けた世帯。

(給付金（上乗せ給付）の支給額)

第4条 高校生等の保護者等に支給する給付金（上乗せ給付）の額は、一律8,000円とする。

(申請手続き)

第5条 給付金（上乗せ給付）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金（重点支援分）上乗せ給付に係る申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(令和7年度中の退学者に係る申請手続)

第6条 令和7年度中に私立高等学校等を退学した生徒で、在学していた期間に住民税非課税世帯区分又は家計急変により住民税非課税世帯相当で沖縄

県高等学校等奨学のための給付金を受けていた場合は、退学後においても特段の理由がない限り申請書（様式第2号）を認めるものとする。

（受給資格の認定）

第7条 知事は、申請者から第5条又は前条の書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支給または不支給について決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（受給資格認定の取消し）

第8条 沖縄県は、前条の規定により受給資格の認定を受けた申請者（以下「受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、受給資格の支給を取り消すものとする。

- (1) 給付金（上乗せ給付）の支給を辞退したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金（上乗せ給付）の給付を受けたとき

（給付金（上乗せ給付）の受領等）

第9条 給付金（上乗せ給付）は、原則として、令和7年度沖縄県高等学校奨学のための給付金の支給に用いた口座へ振り込みにより支給するものとする。

- (1) 前項の口座の名義人は、申請者本人と同一でなければならない。
- (2) 給付金（上乗せ給付）においては、代理受領は行わないものとする。
- (3) 令和7年度沖縄県奨学のための給付金において代理受領をしていた場合は、給付金（上乗せ給付）の支給にあたって、申請者名義の口座を指定するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- (1) この要綱は、令和7年 月 日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- (2) この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。